

# 福祉生活病院常任委員会資料

## (平成28年9月15日)

### 〔件 名〕

- 1 平成28年度版鳥取県環境白書の公表について  
(環境立県推進課) ··· 1
- 2 第9回北東アジア地方政府環境保護機関実務者協議会の結果について  
(環境立県推進課) ··· 7
- 3 北朝鮮による核実験事案に係る県の対応状況等について  
(水・大気環境課) ··· 9
- 4 大山隠岐国立公園満喫プロジェクト地域協議会の開催結果について  
(緑豊かな自然課) ··· 11
- 5 山陰海岸ジオパークトレイルイベントの開催について  
(山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館) ··· 14
- 6 「鳥取県住生活基本計画」の改定に係るパブリックコメントの実施について  
(住まいまちづくり課) ··· 15
- 7 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について  
(住まいまちづくり課) ··· 22

生 活 環 境 部



## 平成28年度版鳥取県環境白書の公表について

平成28年9月15日  
環境立県推進課

鳥取県環境白書は、「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成8年鳥取県条例第19号）」第8条第1項の規定に基づき、当県の環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じる施策を明らかにするものである。

例年、当該年度に講じる環境施策は年度当初に公表し、県民の方々に利用いただく各種支援制度などの周知を図っており、平成28年度施策については4月に公表したところである。（4／21常任委員会で報告済）

この度、再生可能エネルギー設備導入量などに関する平成27年度の実績を取りまとめたことから、これらの内容と環境の現状を追記した平成28年度版鳥取県環境白書を県ホームページ上で公表するとともに、新聞掲載などにより積極的に県民への周知を図ることにしている。

### 1 鳥取県環境白書の内容

#### (1) 平成27年度の重点的な取組内容と実績等

第2次鳥取県環境基本計画に基づく実行計画で昨年度策定した「第2期とっとり環境イニシアティブプラン（H27～H30）」の6つの目標に対応させて、環境分野で重点的に取り組んでいるテーマに分類して、主な取組内容と実績及びトピックス等を掲載している。（詳細は参考資料のとおり）

#### (2) 環境の現状

次の主要項目の現状と課題、課題解決のための取組内容を掲載している。

I エネルギーシフト	I-1 温室効果ガス削減に向けた再生可能エネルギーの導入加速 I-2 地域エネルギー社会の構築 I-3 エネルギー資源多様化の促進 I-4 新たなエネルギー環境の整備
II 環境実践の展開	II-1 環境教育・学習の推進 II-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進 II-3 社会システムの転換
III 循環社会	III-1 4R社会の実現（※） III-2 廃棄物の適正処理体制の確立 III-3 リサイクル産業の振興 III-4 低炭素社会との調和
IV 自然共生	IV-1 人と自然とのふれあいの確保 IV-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全 IV-3 三大湖沼の浄化と利活用の推進 IV-4 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復
V 安全・安心	V-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理 V-2 環境汚染化学物質の適正管理 V-3 環境影響評価の推進 V-4 北東アジア地域と連携した環境保全の推進
VI 景観・快適さ	VI-1 美しい景観の保全と創造 VI-2 歴史的、文化的な街なみの保存と整備

※4R：リフューズ（断る）、リデュース（減量）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）

#### (3) 平成27年度環境施策の取組実績

平成27年度に実施した各種環境施策の取組内容及び実績を掲載している。

#### (4) 平成28年度環境施策（平成28年4月公表済）

### 2 県民への周知方法

- ホームページ掲載（とりネット鳥取県環境白書 <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=38280>）
- 新聞掲載
- 県内図書館等への概要版の配付

## 1 重点的な取組内容と実績等

### Ⅰ 【エネルギー・シフト】エネルギー・シフトの率先的な取組み

#### 【現状】

- 事業用太陽光発電を中心として身近にある再生可能エネルギーを利活用する設備の導入が加速し、再生可能エネルギー設備導入量は平成26年度末から6%増加の84,6万キロワットとなった。

(第2期とつとり環境イニシアティブプラン)

単位[kW]

区分	第1期プラン 開始 H22年度末	実績 設備導入量(累計)				目標値 (H30年度末)
		計画開始 H26年度末	第2期とつとり環境イニシアティブプラン H27年度末	H28年度末	計画終了 H29年度末	
太陽光発電	事業用 (10kW以上)	0	91,617	132,552		151,000
	家庭用 (10kW未満)	15,717	39,937	43,868		50,000
	小計	15,717	131,554	176,420		201,000
風力発電	59,100	59,100	59,100			59,200
バイオマス(熱利用・発電)	470,802	492,068	492,607			541,500
水力発電	116,278	117,748	118,172			118,300
その他(地中熱・温泉熱)	0	0	20			
再生可能エネルギー計	661,897	800,470	846,319			920,000
目標値に対する達成割合		(0%)	(38%)			
H26年度末との比較	83%	(100%)	(106%)			(115%)

- 電力自給率※は、第1期プラン開始時の平成22年度末と比べ7.4ポイント増加し、平成27年度末で32.0%となった。(この自給率の算定基礎となる電力量を一般家庭等で消費する電力量と比較すると、平成22年度末は64.4%、平成27年度末は86.9%となる。)

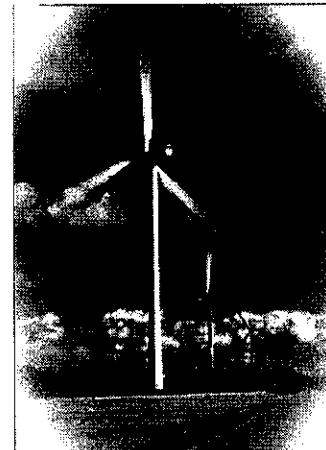
※電力自給率：県内で発電した全電力（再生可能エネルギーにより発電した電力）

を県内で消費された全電力で除した割合

#### 【主な取組内容と実績】

##### ○エネルギー・シフト加速化事業

- 太陽光、風力、水力、バイオマス等、地域にある資源を活用した再生可能エネルギーの導入を加速し、地球温暖化防止、地域のエネルギー自給率の向上を図るため、「再生可能エネルギー活用事業可能性調査支援」等を実施した。
- 老朽化が進み施設の更新時期を迎える小水力発電所のうち4施設について、施設更新による事業継続が可能な見通しが得られた。
- 温泉熱については、中四国地方で初のバイナリー発電所が運転を開始し、発電後の余剰温泉熱の多段階利用について検討されている。



##### ○日本海沖メタンハイドレート調査促進事業

- 鳥取県沖で表層型メタンハイドレートの資源調査が進むなか、海洋資源や海洋利用に対する地元理解を図り、将来の開発による利益が地元に還元される仕組みを構築するため、地元大学と連携した調査や開発を担う人材の育成、県民向けの普及啓発や漁業従事者との調整、環境アセスメントに資するデータの整理などに取り組んだ。
- 全国初となるメタンハイドレート科学講座（寄附講座）の平成28年4月開設に向け鳥取大学に担当教授を招へい（4名の学生が入学）した。
- また、海洋調査で採取される海底のコアサンプルを一括して保管するための保管用冷蔵庫を整備し、調査研究の拠点化に向けた取組を進めた。（鳥取港湾事務所1階、平成27年9月から運用開始）

## II 【環境実践の展開】NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開

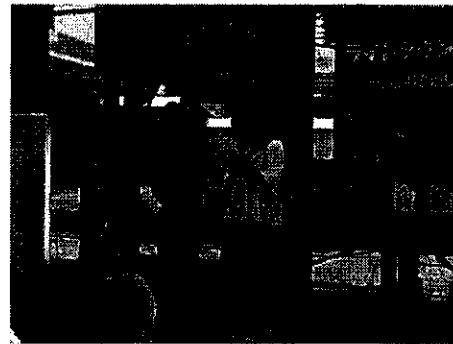
### 【現状】

- ・家庭や地域、学校、企業など1,260組織（平成27年度末時点の登録数）が、それぞれの組織に適した環境マネジメントシステムとして、TEAS（鳥取県版環境管理システム）に取り組んでいる。
- ・平成27年度の県内全体のエネルギー使用量は、電力の利用が減少した一方でLPGガスや重油の使用が微増した結果、合計6,355万キログラムとなり、平成26年度から平成30年度末の削減目標値5.3%に対して0.3%の達成値となった。

### 【主な取組内容と実績】

#### ○省エネ・節電の推進

- ・環境配慮活動を「楽しみながら」実践する雰囲気を作り上げるため、夏季にライトダウンイベントや節電意識啓発キャンペーンを実施し、家庭での省エネ・節電行動を推進した。



#### ○次世代自動車普及促進事業

- ・充電インフラ整備による普及促進策に加えて、環境の取組を観光につなげる取組として、全国トップレベルのインフラ整備率を県内外に情報発信する「鳥取岡山EVエコドライブグランプリ」、「EV女子旅モニターツアー」、「EV・PHVフェスティバル in 鳥取」を実施し、全国に本県の取組を発信した。
- ・また、超小型モビリティ「コムス」及び災害などの緊急時に避難所等で発電機として活用可能なPHVを公用車として導入し利用促進と県民への普及を図った。

#### ○鳥取県バイシクルタウン構想実現化プロジェクト

- ・「鳥取県バイシクルタウン構想」の実現に向け、最大の課題である自転車愛好家を増やすため、自転車通勤チャレンジを継続実施したほか、子どもから大人まで楽しめる自転車イベント「温泉ライダー in 三朝温泉」の継続開催により、通勤や買物での自転車利用及びレクリエーションとしての自転車利用等を推進した。

#### ○水素エネルギー推進事業

- ・「究極のクリーンエネルギー」である水素に対する社会的関心の高まりを受け、2016年を「水素元年」と位置づけ、2030年を目標年とした「鳥取県水素エネルギー推進ビジョン」を策定し、水素ステーション整備基数、FCV（燃料電池車）普及台数、家庭用エネファーム普及台数について数値目標を設定した。
- ・また、再生可能エネルギーを活用した水素ステーションと住宅、FCVが一体整備される全国初の水素エネルギー実証拠点を整備するため、鳥取ガス、積水ハウス、本田技研と、「水素エネルギー（環境教育）拠点整備プロジェクト」の四者協定を締結した。

## III 【循環社会】環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現

### 【現状】

- ・一般廃棄物の排出量はほぼ横ばいで推移しているが、分別収集の取組拡大や県民のリサイクル意識の向上のほか、新たに事業系の古紙や食品残さの処理状況を反映したことで、リサイクル率は大幅に向かし、平成26年度実績では全国平均を大きく上回り、全国4位に位置している。（排出量：平成23年度21.2万トン、平成26年度20.7万トン。リサイクル率：平成26年度26.0%。全国平均20.6%。）
- ・一般廃棄物の4分の3を占める可燃ごみのうち、生ごみが約半分（そのうち約4割が食べ残しや手つかず食品等の食品ロス）、紙類が約4分の1を占めていることから、生ごみ（特に食品ロス）の発生抑制や紙類の分別徹底・リサイクルの推進の取組強化が必要である。

- ・産業廃棄物の排出量は、平成19年度まで増加傾向で推移していたが、近年は58万トン前後の横ばいで推移している。一方リサイクル率は、廃プラスチックの燃料化が進んだこと等により順調に向上しており、全国平均(53%)と比較して高いレベル(76%前後)で推移している。

#### 【主な取組内容と実績】

##### ○Let's 4R実践拡大事業

- ・市町村等が推進する、地域の実情に応じたごみ減量・リサイクルに向けた新たな取組や、民間団体が取り組む4R実践活動(生ごみの水切り・ダンボール堆肥化、ミックスペーパーの分別徹底等)への支援を行った。
- ・「とっとり食べきり協力店」と連携した実践活動を展開したほか、食品ロスの実態把握や家庭ごみの削減実践活動による減量効果の分析を実施した。
- ・大規模イベントでのリユース食器の使用上の成果や課題、今後の利用拡大の方策の調査・検証のため、ガイナーレ鳥取の開催試合でのリユース食器導入モデル事業を実施した。

##### ○廃棄物不法投棄対策強化事業

- ・不法投棄防止のための啓発を実施するほか、不法投棄防止及び行為者特定を目的とした広域監視カメラの追加導入及び民間警備会社による不法投棄夜間パトロールの新規実施などの体制整備により、不法投棄監視体制の強化を図った。

##### ○「鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例」※内容はトピックスに記載(後述)

## IV 【自然共生】自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

#### 【現状】

- ・県内三大湖沼などの水環境の保全・再生のための各種調査、浄化対策、普及啓発に係る事業等を実施しており、概ね予定どおり進捗している。
- ・特定希少野生動植物の生息状況のモニタリングや生息地の管理を実施する団体の掘り起こしにより、県民による自主的な保護・保全活動に一定の広がりが見えており、県の認定を受けた保護管理事業が13事業(うち8事業に県補助)となった。
- ・自然公園等の利用を推進するため、施設・自然歩道の整備・修繕や管理等を行っており、自然公園施設・自然歩道に係る総点検、危険性・利便性等を考慮した点数評価により、全県下での優先順位を整理した上で改修・修繕を行っている。

#### 【主な取組内容と実績】

##### ○とっとりの豊かな自然と山の魅力発信事業

- ・平成26年に「山の日」が制定(平成28年施行)されたことを契機に大山、氷ノ山等各エリアを周遊するアドベンチャーラリーや「ファンハイク・イン・大山」を開催し、20代の若い世代(学生)や女性、親子の参加など、新しい利用者層の拡大に繋がった。



##### ○地域で進めるとっとりの緑創造事業

- ・全国都市緑化フェア、全国植樹祭等の成果を踏まえ、身近な自然にある草花を生活の中に取り入れる手法を普及・定着させるため、緑化活動を支える関係団体との連携や市町村を通じた住民や団体等への活動支援へ重心を移し、ナチュラルガーデンだけでなく、従来の庭園緑化や造園技術等にも着目し、鳥取の自然を活かした緑づくりを地域全体で進めた。

##### ○中海・宍道湖ラムサール条約登録10周年※内容はトピックスに記載(後述)

##### ○ユネスコによるジオパークの正式事業化(平成27年11月)

※内容はトピックスに記載(後述)

## V 【安全・安心】安全で安心してくらせる生活環境の実現

### 【現状】

- ・三大河川（千代川、天神川、日野川）、海域については、概ね環境基準を達成しており、清浄な水環境が維持されている。
- ・生活排水処理人口普及率は、目標値（93.2%）に向けて着実に整備が進められているところである。（平成27年度末：92.7%）
- ・平成26年度は、光化学オキシダントと微小粒子状物質（PM2.5）を除いて大気汚染に係る環境基準は達成された。

### 【主な取組内容と実績】

#### ○河川、海域の水質保全

- ・県内の河川・海域（海水浴場を含む）等を常時監視し、水質の維持・保全及び異常時の原因究明を図るとともに、事業場等の立入検査を実施した。

#### ○とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用

- ・平成25年4月に施行した「とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例」の趣旨を広く県民等へ周知するとともに、県、事業者、県民の責務が果たされるよう、地下水研究プロジェクトによる西部地域地下水流动解析及び水フォーラム、名水ツーリズムの開催等関連事業を積極的に実施した。

#### ○鳥取県原子力環境センター開所 ※内容はトピックスに記載（後述）

## VI 【景観・快適さ】美しい景観の保全ととっとりらしさを活かした街なみづくりの推進

### 【現状】

- ・県民公募による「とっとり地域生活百景」の選定、展示会の開催や住民参加による百景活用方策検討会及び結果報告会の実施を通して、県内の景観の良さが認識されはじめしており、景観まちづくり活動に取り組む団体数、地域資源を活用したまちづくり実施地区数が増加している。市町村においても5市町で景観形成条例が制定され、景観法による景観行政団体が5市町となっている。

### 【主な取組内容と実績】

#### ○景観まちづくり活動団体サポート事業

- ・地域の景観を活かしたまちづくり活動に取り組む団体に対して、意見交換会等により活動をサポートし、住民全体によるまちづくり活動を支援した。個別に活動団体を訪問し、県の支援策等の情報提供等を行った。

（平成22年度末：48団体→平成27年度末：70団体）

#### ○とっとりの美しい街なみづくり事業

- ・美しい街なみ整備を促進するため、街なみや景観の保全に係る国庫補助事業を実施する市町村に対して、所有者が負担する建築物の修景費用の一部を支援した。所有者が行う修景経費を支援することにより、民間建築物の外観修景が促進された。

（倉吉市：倉吉打吹地区、大山町：大山アルペソライン地区）

## 2 トピックス

### (1) 「鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例」の提案、成立

- ・廃棄物に該当しない使用済物品の放置による生活環境の悪化を防止するため、全国に先駆けて平成27年11月定例会で「鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例」を制定（平成28年4月1日施行）した。美しく快適で安全な生活環境の確保に向け、使用済物品の保管等基準の適合性確認、指導等の事務を的確に行うための指導員の配置により使用済物品の放置を防止するほか、県民に適切な使用済物品の処分方法について普及啓発を実施した。

### (2) 中海・宍道湖ラムサール条約登録10周年

- ・中海が平成17年11月にラムサール条約湿地に登録されてから10周年を迎えるのを契機に島根県と連携して記念事業（シンポジウム：米子市、フェア：松江市）を開催した。
- ・また、「中海バイク＆ラン」、「彦名・水鳥ふれあい中海ウォーキング大会」などを開催し、「自然環境の保全」と中海の生態系を活かして、漁業、農業、スポーツ、観光、環境教育の場としての利用等を行う「賢明な利用（ワイスユース）」を促進し、中海の与えてくれる恵みを将来の世代に引き継ぐよう持続的な活用に向けた普及啓発を進めた。

### (3) ユネスコによるジオパークの正式事業化（平成27年11月）

- ・山陰海岸ジオパークは、平成22年10月に世界ジオパークネットワークへの加盟が認定され、平成26年度に鳥取市西部エリア拡大も含めて再認定された。さらに、平成27年11月にはユネスコによる世界ジオパークの正式事業化が承認されたことで、認知度・発進力の向上が期待される。
- ・ユネスコの正式事業化の機会を捉え、国内外へ山陰海岸ジオパークの魅力を発信するとともに、平成27年9月には「第4回アジア太平洋ジオパークネットワーク山陰海岸シンポジウム」を開催した。また、地域住民への普及啓発を重点的に行い、国内外への山陰海岸ジオパークの認知度向上を図り、シーカヤックなどアクティビティでの利用客が増加した。

### (4) 鳥取県原子力環境センター開所

- ・島根原子力発電所及び人形峠環境技術センター周辺地域の県民の健康と安全を守るため、環境放射線の監視や環境試料中の放射性物質の分析を行うモニタリングの拠点施設として、衛生環境研究所内に原子力環境センターを整備し、平成28年1月18日に開所した。
- ・原子力環境センターの整備で導入された機器・設備により、測定可能な放射性物質の項目や件数が増大し、最低限必要な機能が整ったことで、緊急時モニタリング計画に従い、県モニタリング本部として緊急時に必要な役割を果たせるようになった。
- ・西部地域を中心に大気中の放射線量を継続的に測定する装置（モニタリングポスト）を2地点から16地点に増設し測定体制を強化した。

# 第9回北東アジア地方政府環境保護機関実務者協議会の結果について

平成28年9月15日  
環境立県推進課

「第21回北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミット」の関連事業として、下記のとおり、「第9回環境保護機関実務者協議会」が開催され、各全国各地域の再生可能エネルギーの普及やインフラ整備等の取組、環境影響評価・生態系保全等の取組などについて意見交換した。

## 記

### 1 「第9回北東アジア地方政府環境保護機関実務者協議会」の概要

(1) 日 時：8月17日（水）13時30分～17時00分

(2) 場 所：中国吉林省（金安ホテル）

(3) 参加地域及び団長：

参加地域（国）	役職	氏名
鳥取県（日本）	生活環境部次長	太田 裕司
沿海地方（ロシア）	自然資源環境保護局長	コルシェンコ・アレクサンドル
吉林省（中国）	環境保護庁次長	孫 鉄（スン チエ）
江原道（韓国）	環境政策課長	キム・サンヒョン
中央県（モンゴル）	自然環境観光局長	ボルド・ボルドバヤル

(4) テーマ：「北東アジア沿線国家の環境発展戦略」

### 2 結果の概要

(1) テーマについて各地域がそれぞれの取組を下表のとおり発表した。

参加地域	発表概要
日本 鳥取県	・「第2期とつとり環境イニシアティブプラン」の取組についての紹介 (温室効果ガス削減目標、再エネの普及促進、廃棄物対策 等) ・鳥取県及び国の環境影響評価制度についての紹介
ロシア 沿海地方	・ロシア沿海地方国家環境保護要綱に基づく取組（ごみ処理施設整備、水資源保護、地下資源の有効利用、生物多様性保護、民衆の環境意識の向上等）の紹介
中国 吉林省	・国の経済発展政策に呼応した環境政策の取組（汚染物質の排出規制強化や汚水処理施設等の環境インフラ整備による環境改善計画等）の紹介
韓国 江原道	・グリーンエネルギー・シティー（各種の再エネ施設の整備、公共のエネルギーインフラの整備、これらによる地域活性化等）の紹介
モンゴル 中央県	・グリーン発展戦略の取組（省エネ、省資源化、環境に無害な生産活動、生態系の保護・修復、環境に優しい生活様式の形成等）の紹介

(2) 意見交換

- 国レベルに対し、地方レベルでは現場対応など実務に携わることが多く、共通する課題もある。
- 本協議会のように地方レベルでの情報交流や意見交換を行うことは重要であると相互に確認した。

(参考)

【経緯】

- 2007年10月31日に鳥取県で開催された第12回北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミットにおいて、「サミット共同宣言」とは別に、環境問題に協力して対応していくことを盛り込んだ「環境交流宣言」を採択した。
- この「環境交流宣言」の合意事項の一つである環境問題の連携協力を具体化するため、情報交換等の話し合いをする場として、環境保護機関実務者協議会を設立した。
- 2008年の第13回北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミット以降、サミット開催地を事務局として同協議会を開催している。

【これまでの開催状況】

回数	時期	場所	主なテーマ
1	2008.09	沿海地方 ウラジオストック市	協議会の設立、運営体制について
2	2009.07	モンゴル中央県 テレルジ	「砂漠化防止・黄沙について」
3	2010.05	江原道平昌郡	「廃棄物・海洋ゴミに対する環境施策」
4	2011.09	吉林省長春市	「水質汚濁問題と水系生態系環境の保全」
5	2012.04	鳥取県鳥取市	「砂漠化防止・黄沙問題、生物多様性に関すること」
6	2013.10	沿海地方 ウラジオストック市	「自然に対する配慮した姿勢を作り上げる手段となる環境文化」
7	2014.07	モンゴル中央県 ウランバートル市	「砂漠化対処と緑の地球を守るために共に取り組もう」
8	2016.10	江原道束草市	「畜産ふん尿の資源化方案(バイオマスの活用含む)」

## 北朝鮮による核実験事案に係る県の対応状況等について

平成28年9月15日  
危機対策・情報課  
水・大気環境課

北朝鮮は、9月9日（金）午前9時30分頃に第5回目の核実験を実施しました。その概要と本県の対応状況等は次のとおりです。

### 1 核実験の状況

北朝鮮は、9月9日9時30分頃に、北朝鮮の咸鏡北道（ハムギョンプクト）豊溪里（ブンゲリ）付近において第5回目の核実験を実施した。（マグニチュード5.3）

なお、北朝鮮は9日、核弾頭の爆発実験に「成功」したと発表した。「核弾頭の威力を判定するための実験」と説明しており、弾道ミサイルに搭載する核弾頭の小型化や軽量化に向けた開発が進んでいることを誇示した形である。北朝鮮が「核弾頭爆発実験」実施に言及したのは初めて。

【参考：過去の核実験実施の状況】

第1回目：平成18年10月9日（M4.9） 第2回目：平成21年5月25日（M5.3）  
第3回目：平成25年2月12日（M5.2） 第4回目：平成28年1月 6日（M5.0）

### 2 本県等への影響

#### （1）安否確認等（9月9日実験実施時点）

- ①漁船：安全確認済（日本海（沿岸部を除く）で5隻操業中）
- ②教育委員会の海洋練習船：安全確認済（境港停泊中）
- ③D B S クルーズ：安全確認済（境港停泊中）
- ④アシアナ航空米子ソウル便：安全確認済（定刻運行）
- ⑤韓国派遣県職員（2名）：安全確認済

#### （2）放射能影響の測定（モニタリング）結果（9月9日～9月12日15時現在）

##### ①県内の状況

- ア) 大気中の放射性物質（降下物、大気浮遊じん）：核実験後に人工放射性核種（ヨウ素-131、セシウム-134、137）は未検出。
- イ) 空間線量率：特別な変化なし。

##### ②全国の状況

- ア) 大気中の放射性物質（降下物、大気浮遊じん）：核実験後に人工放射性核種（ヨウ素-131、セシウム-134、137）は未検出。

- イ) 空間線量率：特別な変化なし。

\* 9月9日から降下物や大気浮遊じんの測定頻度を上げる（1回／月→毎日）等、モニタリング体制を強化している。国（原子力規制庁）の指示に従い、当面この体制を継続する予定である。

#### （3）拉致問題への影響

加藤拉致問題担当大臣は、「拉致、核、ミサイルについて北朝鮮の一連の行為に対する国連決議などしっかりと圧力をかけていく。こうした『行動対行動』『対話と圧力』という基本原則のもとで、対話を通じて拉致被害者が一日も早く帰国できるよう方策を追求していく」とコメントした。（9日の記者会見）

### 3 県の対応及び市町村への依頼事項

#### （1）県の対応（9月9日）

- ① 9時51分：時事通信社の速報（メール）「聯合によると、『韓国政府当局者は北朝鮮の地震について核実験の可能性がある』と述べた」との情報により、情報収集等を開始するとともに、関係部局等に連絡

- ② 10時10分：放射線モニタリング強化を開始  
・モニタリングポストによる監視  
9箇所：衛生環境研究所、木地山局（三朝町木地山）、米子局（米子市立河崎小学校）、境港局（境港市役所）、南部町役場測定局（南部町法勝寺庁舎）、大山町役場測定局（大山町大山支所）、日野総合事務所測定局（西部総合事務所日野振興センター）、きらりタウン赤崎測定局（赤崎ふれあい交流会館）、鳥取県庁  
・降下物・浮遊塵の測定（衛生環境研究所）  
\*高空の大気浮遊塵等の採取・測定は、原子力規制庁から公表
- ③ 13時19分：県民への情報提供  
・あんしんトリピーメール、トリッター、とりネット等により情報提供。  
⇒とりネットでは、放射線モニタリングに関する情報を更新し、「核実験の影響は確認されていませんので、まずは安心して日常生活をお送りください」等をコメント付で掲載中。
- ④ 15時10分：「北朝鮮による核実験事案に係る危機管理委員会」を開催

#### （2）市町村への依頼事項（9月9日）

北朝鮮による核実験を踏まえ、モニタリングの測定値が通常の範囲を超えて、かつ人体に影響があると思われるような万一の場合、住民への広報の実施を依頼した。  
(→防災行政無線、広報車の活用)

#### 5 県知事のコメント（9月9日）

- 東アジアサミットでの北朝鮮非難の声に対抗するかのような蛮行に憤りを禁じ得ない。
- 政府には、拉致問題も含め、国際社会とともに断固たる対応をして欲しい。
- 県としても、情報収集や放射線モニタリングなど万全を期す。

#### 6 その他（直近の弾道ミサイルへの対応）

9月5日（月）、弾道ミサイル3発が発射され、日本の排他的経済水域（北海道沖）に落下したとみられている。

県では、県関係の漁船等の安否確認（結果、異常なし）を行うとともに、「情報連絡会議」を開催し、引き続き、情報収集を行うこと及び県関係部局・市町村等の役割・連絡体制等の確認を行った。

# 大山隠岐国立公園満喫プロジェクト地域協議会の開催結果について

平成28年9月15日  
縁 豊 かな 自然 課

「国立公園満喫プロジェクト」を推進するため、関係機関と連携し「大山隠岐国立公園満喫プロジェクト地域協議会」を立ち上げたので、その概要及び今後の進め方について報告する。

## 1 第1回協議会の概要

- (1) 日時・場所 平成28年9月5日（月）13時から15時まで 鳥取県西部総合事務所講堂にて  
(2) 参加者

国	中国運輸局、中国地方整備局、近畿中国森林管理局
市町	各地域代表：大山町、真庭市、松江市、出雲市、大田市、中海・宍道湖・大山圏域市長会
観光機関	山陰インバウンド機構、NPO法人大山中海観光推進機構、隠岐観光協会
交通事業者	JR西日本旅客鉄道(株)、隠岐汽船(株)
共同事務局	環境省中国四国地方環境事務所、鳥取県、岡山県、島根県

(3) 議題

- ・国立公園満喫プロジェクトの概要について
- ・地域協議会の設置に係る要綱案及び構成員名簿について
- ・「国立公園満喫ステップアッププログラム2020」の策定について
- ・ビューポイント（重点取組地域）案について

(4) 主な意見と合意事項

- ・子会議として組織する「大山蒜山三徳山満喫プロジェクト地域部会（鳥取県・岡山県）」及び「島根県満喫プロジェクト地域部会（島根県）」で「ステップアッププログラム2020」の具体案を検討する方針となった。
- ・重点整備を行う「ビューポイント」の想定案として県内6地域を提示し、子会議で具体的箇所、内容を検討することとなった。
- ・国立公園内は環境省の支援施策を活用し、主要港湾から公園区域を結ぶ区間は他省庁の支援を活用し、それぞれ整備を推進する。（環境省の働きかけにより各省庁間の連携を確保する。）

## 2 「ステップアッププログラム2020」の策定に係る今後の進め方

- ・子会議の第1回会合を10月上旬に開催し、その後、年度内に3回程度開催する。当県では、広域観光周遊ルートや日本遺産、大山開山1300年祭との連携を前提に、大山圏域に係るプログラムの具体案の検討を行う。
- ・親会である「大山隠岐国立公園満喫プロジェクト地域協議会」にその検討内容を報告し、親会での議論、合意を得て、年内に国立公園全体のプログラムを策定する。
- ・プログラムは平成32年までの5カ年計画であり、取組方針やビューポイント（重点取組地域）の選定、ビューポイント毎の具体的な整備等を記載する。

## 3 当県における今年度の取組

- ・国経済対策補正予算（自然環境整備交付金）を活用し、9月議会に大山、三徳山地域（公園区域内）に対する施設整備（約2.6億円）を提案している。同じく国経済対策補正予算（地方創生拠点整備交付金）等を活用して公園区域外のソフト、ハード事業に取り組むこととしており、公園区域に縛られない広域的な整備を推進する。

<9月補正予算で取り組む主な事業>

頂上避難小屋改修、トイレ洋式化等工事（設計委託）	※外国人訪問客対応
夏山登山道、行者谷登山道、中国自然歩道改修	※多言語標記、デザイン統一化、滞在時間別ルート設定
大山自然歴史館展示改修（設計委託等）	※多言語標記、牛馬市など歴史文化に関する展示内容の充実
大山寺地区におけるビューポイント（遙拝所）の整備	

- ・また、先月の常任委員会で提案いただいた御意見を踏まえ、国立公園満喫プロジェクト認定や大山開山1300年祭等を契機とした大山圏域全体の地域振興を強力に推進するため、府内関係部局を構成メンバーとするワーキンググループを新たに立ち上げ、課題の共有や必要な施策の検討を行うこととしている（その成果を統轄監トップの「国際交流拠点推進プロジェクトチーム」に反映させる。）。（組織案の概要は別紙のとおり）

## (別 紙)

### 大山圏域地域振興推進プロジェクトワーキンググループについて (※元気づくり推進本部／国際交流拠点推進PTの部会として実施)

#### 1 趣 旨

- ・国立公園満喫プロジェクトの認定、大山開山1300年祭、香港定期航空便の就航など、県中西部地域を巡る大きなトピックスを踏まえ、これらを追い風として外国人観光客や交流人口の増加に着実に繋げて行くため、府内関係部局による一層の情報共有の徹底が必要。
- ・そのため、とっとり元気づくり推進本部／国際交流拠点推進プロジェクトチームの取組として既に設置している「国立公園満喫プロジェクトワーキンググループ」を拡大する形で幅広く府内関係課を招集し、情報共有と議論を行うことしたい。
- ・ワーキンググループは、9月初めに開催される国立公園満喫プロジェクト地域協議会第1回会議を受け、関係課長レベルによる会議として9月の早い段階で開催し、大山開山1300年祭を控えた具体的な振興策の検討や、国立公園満喫プロジェクトにおいて展開するステップアッププログラムの策定作業の内容に反映させることなど、大山隠岐国立公園を中心とした中西部地域全体の振興に繋げていく。

#### 2 招集メンバー（案） ※課長級レベルでの参考を予定

西部総合事務所 地域振興局西部観光商工課 生活環境局生活安全課 日野振興センター日野振興局 地域振興課	大山開山1300年祭を中心とした地域振興 西部地域全体の観光誘客対策 ※共同事務局 自然公園施設の整備（大山圏域） 日野地域の観光誘客対策 自然公園施設の整備（大山圏域）
中部総合事務所 地域振興局中部振興課 生活環境局生活安全課	中部地域全体の観光誘客対策 自然公園施設の整備（東大山・三徳山地域）
地域振興部 交通政策課	国際定期航空便
観光交流局 観光戦略課	外国人等観光誘客対策
市場開拓局 食のみやこ推進課	大山ブランド、地産地消
県土整備部 空港港湾課	クルーズ客船等に係る港湾インフラ
県土整備部 道路企画課	大山における交通社会実験、道路看板整備
生活環境部 緑豊かな自然課	国立公園満喫プロジェクトの主管 ※共同事務局

#### 3 議題（予定）

- 国立公園満喫プロジェクト及び大山開山1300年祭に係る9月補正予算措置の状況
- 国立公園満喫プロジェクトの今後の進め方について（9/5開催の地域推進協議会における資料の説明など）
- 上記事業の実施に関わる関係各課の既存の取組の洗い出し

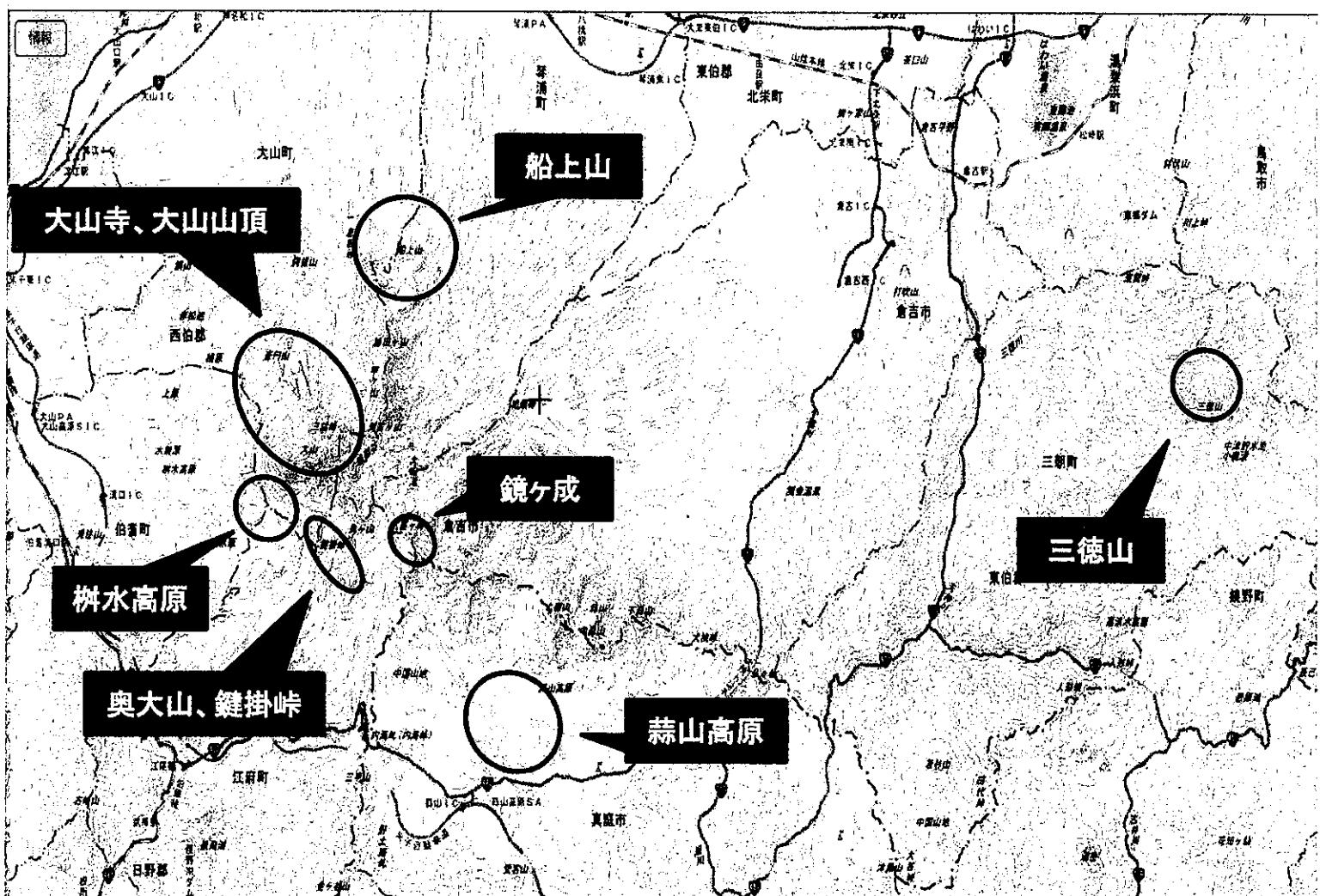
#### 4 スケジュール

- 9月5日（月） 国立公園満喫プロジェクト地域協議会（事務局：環境省）第1回会議  
9月中旬 大山圏域地域振興推進プロジェクトワーキンググループ  
9月下旬以降 国際交流拠点推進プロジェクトチーム（チーム長：統轄監）を開催し、ワーキンググループで議論した内容について部局長レベルで情報共有を行い、全庁的な連携体制を確認する。

# 大山蒜山三徳山地域ビューポイント想定案

## ～9月5日開催地域協議会で提示～

- 入り込み客が多く注目度の高い地域をビューポイントに設定し、景観改善等の重点整備を実施
- ビューポイントの設定、更なる絞り込み及び具体的な整備の方向性は「大山蒜山三徳山地域部会」で検討



## 山陰海岸ジオパークトレイルイベントの開催について

平成28年9月15日  
山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館  
観光戦略課

平成27年7月に官民からなる山陰海岸ジオパークトレイル協議会を設立し、山陰海岸ジオパークの新しい魅力の一つとして、鳥取砂丘・浦富海岸を中心としたロングトレイルコース（全長40.7km）を設定したところである。

この秋、『全国ロングトレイルフォーラム in 山陰海岸』（NPO法人日本ロングトレイル協会加盟記念、12月開催）に向けた気運醸成のため、以下のとおりイベントを開催することにしているので、その概要について報告する。

※ロングトレイルとは、登山道、自然歩道など、「自然に親しみながら歩く」ことを楽しむことができる距離の長い道。自然に親しみたいといった志向や健康志向が高まる中、国内の多くの地域で取組が進められている。

※山陰海岸ジオパークトレイル協議会の構成団体

鳥取市観光コンベンション協会（事務局）、岩美町観光協会、鳥取県自然体験塾、鳥取県観光連盟、  
鳥取商工会議所、岩美町商工会、鳥取県ジオガイド交流会、自然公園財団、鳥取県政ジオバイザリース  
タッフ、環境省浦富自然保護官事務所、鳥取県、鳥取市、岩美町、新温泉町、山陰海岸ジオパーク推進  
協議会

### 1 第3回、第4回山陰海岸ジオパークトレイルを歩こう

ジオパークの魅力を体感できる山陰海岸ジオパークトレイルルートのウォーキング、アウトドア講座を開催し、リピーターの獲得を図る。

- (1) 開催日：9月25日、10月30日
- (2) コース：
  - ① 鳥取砂丘オアシス広場をスタートし、鳥取砂丘の馬の背、らっきょう畑を通り抜けるコース（9月、約5.5km）
  - ② 岩美町立渚交流館をスタートし、羽尾岬及び龍神洞を往復するコース（10月、約5km）
- (3) 内容：トレイルコースを歩いた後、講師による親子・初心者向けのアウトドア講座を行う。
- (4) 主催：山陰海岸ジオパークトレイル協議会

### 2 山陰海岸ジオパーク120kmウォーク in 因幡・但馬2016

但馬地域の関係機関と連携し、東西120kmに及ぶ山陰海岸ジオパークの持つ豊かな自然、風土を体感し、山陰海岸ジオパークについて広く知ってもらうため、ウォーキング大会を開催する。

- (1) 開催日：10月8日
- (2) コース：
  - ① 5km 居組コミュニティセンター～岩美町陸上
  - ② 10km 居組コミュニティセンター～浦富海岸駐車場
  - ③ 20km 鳥取砂丘こどもの国入口前駐車場～浦富海岸駐車場
- (3) 内容：ジオパークエリア内で開催される認定ウォークイベントの一つであり、平成27年度から平成29年度までの3ヵ年でトータル120kmのウォーキングを目指してもらう。
- (4) 主催：山陰海岸ジオパーク120kmウォーク実行委員会

### 【全国ロングトレイルフォーラム in 山陰海岸】

アウトドア愛好者や一般参加者に対し、ロングトレイルやアウトドアの専門家等によりその魅力を伝えるとともに、山陰海岸ジオパークトレイル体験ツアーを行い、山陰海岸ジオパークの魅力を国内外へ情報発信する。

- (1) 開催日：12月3日 フォーラム、12月4日 トレイル体験ツアー
- (2) 会場：鳥取市民会館（3日）、鳥取市及び岩美町内（4日）
- (3) 内容：ロングトレイルやアウトドアの専門家等により、歩き旅のすばらしさ、山陰海岸ジオパークトレイルの魅力及び海外のトレイル事情などを語っていただくとともに、山陰海岸ジオパークトレイル体験ツアーを行う。
- (4) 主催：山陰海岸ジオパークトレイル協議会
- (5) 共催：NPO法人日本ロングトレイル協会

## 「鳥取県住生活基本計画」の改定に係るパブリックコメントの実施について

平成28年9月15日  
住まいまちづくり課

本県では、住生活基本法（平成18年法律第61号）第17条に基づき、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画を定める「鳥取県住生活基本計画」を平成18年度に策定し、5年ごとに改定を行っている。

この度社会情勢や国の全国計画を踏まえ、計画の改定を行うこととし、県民の皆様から広く意見を聞くためパブリックコメントを実施することとしたので、その概要を報告する。

### 1 改定の経過

平成27年6月に住宅・建築、不動産、経済、福祉分野等の有識者で構成する鳥取県住生活基本計画検討委員会（倉持裕彌委員長（鳥取環境大学准教授）、委員11名）を設置し、これまで6回の検討委員会を開催し、検討を行ってきた。

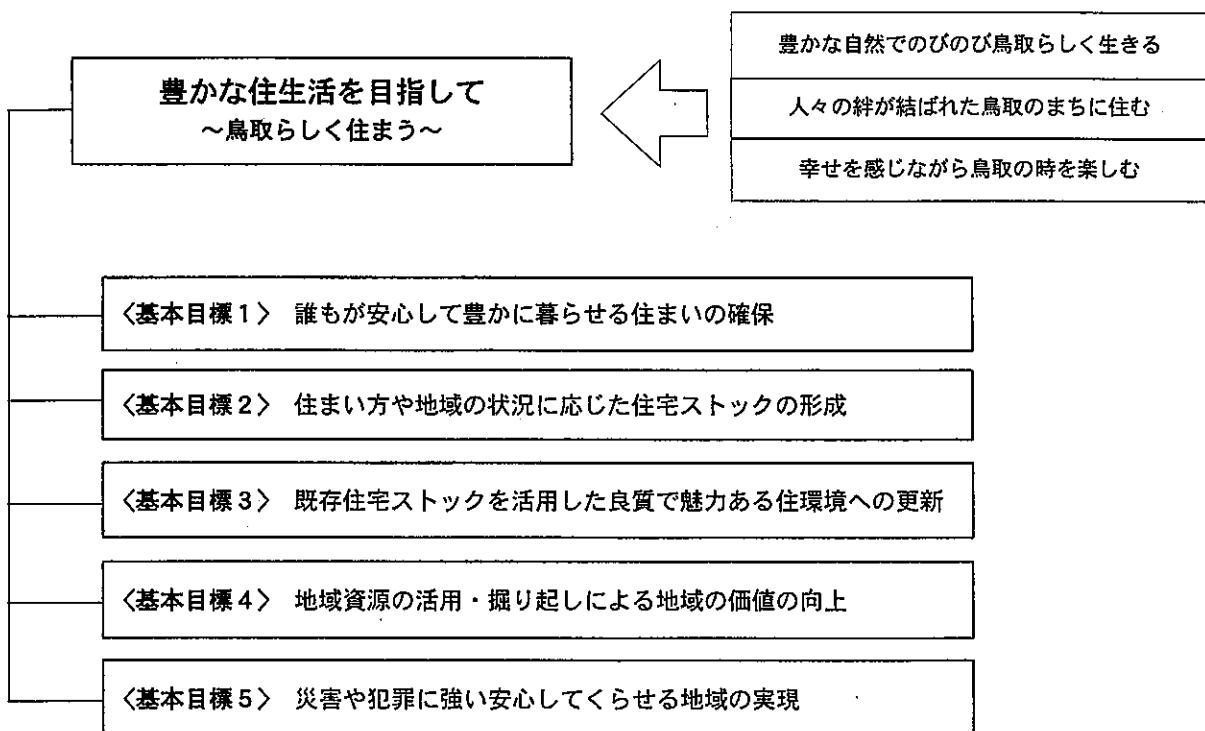
### 2 計画期間

平成28年度から平成37年度までの10年間（概ね5年毎に見直し）

### 3 現状と課題

- (1) 人口減少と少子高齢化
- (2) 充足している住宅ストックと今後の世帯数減少局面による空き家の増加  
(既存住宅ストックの有効活用)
- (3) 住宅確保要配慮者の住宅の確保
- (4) 居住水準の向上に係る現状と課題
- (5) 安全で安心な住まいづくり

### 4 住宅政策の目標



## 5 改定の主なポイント

### ○重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築

- ・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅入居の不安解消のため、居住支援団体や市町村、福祉部局など様々な関係機関と連携した住宅セーフティネットの構築を図る。

### ○公営住宅の公平かつニーズに応じた供給と適切なストック管理

- ・長期的な人口、世帯数の減少はあるものの、高齢者、障がい者等の住宅確保要配慮者世帯の増加を考慮し、県の管理戸数を当面維持する。
- ・高齢者、障がい者等を対象とした優先入居制度の市町村営住宅への導入を促進する。

### ○空き家の利活用促進

- ・市街地の空き家・空き店舗等をリノベーションの手法によりグループホームやシェアハウスなどに転用することにより、既存ストックの有効活用とまちなか居住・まちなか再生を推進する。
- ・中山間地の空き家を移住者に提供するなど、地域の活性化に資する活用策への支援を行う。

### ○賃貸・中古住宅流通市場の活性化

- ・宅建業界と連携し、インスペクション（住宅診断）の仕組みを取り入れ、建物の価値を適正に評価することで消費者の不安を解消し、市場の活性化を促進する。
- ・民間団体と連携し、インスペクター（住宅診断士）の養成に係る講習会を開催するなど戸建て住宅の評価に係る技術者の育成を推進する。

### ○豊かな住生活を支えるコミュニティの形成

- ・都市の空洞化・老朽化対策、定住促進等のリノベーション手法の普及を進め、地域資源を活用した地域価値の向上に係る取組を行う。
- ・遊休施設や空き家住宅等を積極的に活用することで「小さな拠点」の整備を進める。

## 6 パブリックコメントの実施期間

○募集期間：平成28年9月16日（金）から平成28年10月3日（月）まで

○応募方法：郵送、ファクシミリ、電子メール、意見箱（県庁県民課、各総合事務所地域振興局、県立図書館、市町村窓口等）

## 7 策定に向けたスケジュール

作業内容	H27			H28											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
住生活基本計画策定作業	H27年度に5回の検討委員会を開催							第6回検討委員会			常任委員会報告	第7回検討委員会			常任委員会報告 計画策定
パブリックコメント											パブコメ準備	パブコメ 整理期間			
国土交通省との協議等		全国計画閣議決定						事前協議					本協議	計画書提出	

# 「鳥取県住生活基本計画（案）」について 皆様のご意見をお寄せください

## 1. 募集内容

- ・県では、県民の住生活の安定及び向上を図るため、平成18年度に策定し、平成23年度に見直しを行った「鳥取県住生活基本計画」の見直しを進めています。概ね5年ごとに見直すこととされており、現在、平成28年度から今後10年間を見据えた住宅施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画を検討しています。
- ・このたび、これまでの検討結果を踏まえて見直し案を作成しましたので、県民の皆様のご意見をお聞かせください。

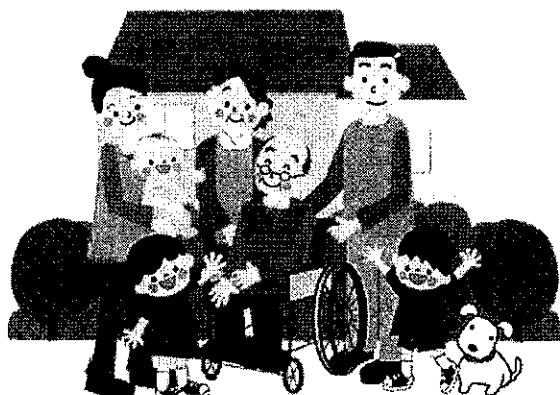
## 2. 鳥取県住生活基本計画（案）について

### （1）住生活基本計画とは

- ・「住生活基本法」に掲げられた基本理念や基本的施策を具体化し、それを推進していくための基本的な計画であり、この計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、定期的に評価・分析し、今後の施策展開に反映させていくものです。
- ・県では、「①誰もが安心して豊かに暮らせる住まいの確保」、「②住まい方や地域の実情に応じた住宅ストックの形成」、「③既存住宅ストックを活用した良質で魅力ある住環境への更新」、「④地域資源の活用・掘り起こしによる地域の価値の向上」、「⑤災害や犯罪に強い安心して暮らせる地域の実現」、を基本目標に、具体的な施策を展開することとしています。
- ・平成23年度に策定した基本計画を活かしながら主に次の事項を見直すこととしています。

### （2）計画見直しの主なポイント

- 重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築
- 公営住宅の公平かつニーズに応じた供給と適切なストック管理
- 空き家の利活用促進
- 賃貸・中古住宅流通市場の活性化
- 豊かな住生活を支えるコミュニティの形成  
※詳細は添付の計画案概要版又は県住まいまちづくり課ホームページに掲載している素案をご覧ください。



## 3. 意見の応募方法

様式は自由です。

（このチラシの裏面もご利用ください。）

○提出先：鳥取県生活環境部くらしの安心局

住まいまちづくり課

○郵送：〒680-8570（所在地記載不要）

○ファクシミリ：0857-26-8113

○電子メール：sumaimachizukuri@pref.tottori.jp

○意見箱への投函：県庁県民課、各総合事務所地域振興局、日野振興センター日野振興局、東部・

八頭庁舎及び県立図書館に設置しております。

市町村役場窓口でもご提出いただけます。

## 4. ご意見の募集期間

平成28年9月16日（金）から平成28年10月3日（月）まで

[お問合せ先]

鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課 電話 0857-26-7398

# 【「鳥取県住生活基本計画（案）」に対する意見応募用紙】

《応募先》 鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課

〒680-8570（所在地記載不要）

ファクシミリ：0857-26-8113 電子メール：[sumaimachizukuri@pref.tottori.jp](mailto:sumaimachizukuri@pref.tottori.jp)

※ファクシミリで応募される場合は、このまま鳥取県住まいまちづくり課までお送りください。

## 【特にご意見をいただきたい内容】

- ・「鳥取県住生活基本計画（案）」の基本的な考え方に対する意見
- ・住宅政策の目標や施策展開に対する意見

鳥取県庁 住まいまちづくり課 行 (ファクシミリ：0857-26-8113)

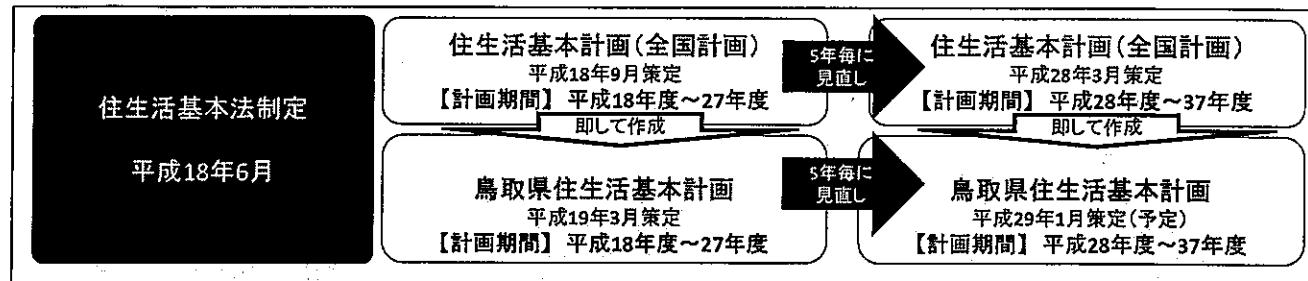
## ご意見記載欄

ご意見ありがとうございました。

差し支えなければ、下記にもご記入ください。

お住まいの市町村	鳥取県	市・郡	町（以下、不要）
年代	<input type="checkbox"/> 10歳代 <input type="checkbox"/> 20歳代 <input type="checkbox"/> 30歳代 <input type="checkbox"/> 40歳代 <input type="checkbox"/> 50歳代 <input type="checkbox"/> 60歳代 <input type="checkbox"/> 70歳代 <input type="checkbox"/> 80歳代以上		
性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性		

# 新たな鳥取県住生活基本計画



## 現状と今後10年の課題

### (1) 人口減少と少子高齢化

・本県では国の推計による急速で大幅な人口減に歯止めをかけるべく「鳥取県元気づくり総合戦略」に基づく施策を進めているが、少子高齢化による人口減少は今後も進展すると見込まれる。

### (2) 充足している住宅ストックと今後の世帯数減少局面による空き家の増加【既存住宅ストックの有効活用】

- ・平成25年の1世帯当たりの住宅数 1.17戸/世帯
- ・平成25年の空き家は、3.6万戸(持ち家:2.3万戸、民間賃貸住宅:1.3万戸)

### (3) 住宅確保要配慮者の住宅の確保

- ・単身高齢者世帯の増加、障がい者の暮らしやすい住宅の不足、子育て世帯のニーズに応じた住宅規模のミスマッチ

### (4) 居住水準の向上に係る現状と課題

- ・省エネ住宅・県産材活用住宅の促進
- ・中山間地・中心市街地を中心に深刻な問題となっている人口減少・高齢化・若者不在と地域コミュニティ衰退
- ・美しい街なみの整備、良好な景観の形成のための市町村主導の景観行政の課題

### (5) 安全で安心な住まいづくり

- ・住宅の耐震化の促進(平成27年度78%)、災害時の緊急対応と復興支援

#### 【新計画の目標】豊かな住生活を目指して～鳥取らしく住もう～ために、5つの基本目標を設定

- ①誰もが安心して豊かに暮らせる住まいの確保
- ②住まい方や地域の状況に応じた住宅ストックの形成
- ③既存住宅ストックを活用した良質で魅力ある住環境への更新
- ④地域資源の活用・掘り起こしによる地域の価値の向上
- ⑤災害や犯罪に強い安心して暮らせる地域の実現

## 5つの基本目標と施策体系及び具体的な施策

### 基本目標1

#### 誰もが安心して豊かに暮らせる住まいの確保

##### 【施策展開の方向と具体的な施策】

###### 1 住生活確保要配慮者の住居の安定の確保

###### (1) 重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築

- ①戸建住宅のグループホーム等への活用
- ②空き家住宅の住み替え促進
- ③地域包括ケアシステム等福祉施策と連携した住宅セーフティネットの構築
- ④サービス付き高齢者住宅の供給促進

###### (2) 周辺環境を含む・建築物のバリアフリー化の推進

- ①民間賃貸住宅のバリアフリー化の推進
- ②福祉施策の実施状況を考慮したバリアフリー化の推進
  - ・「障がい者住宅改良助成事業」「日常生活用具給付等事業」等
- ③国の施策の実施状況を考慮した住宅供給施策
  - ・「住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業」等

###### (3) 居住支援協議会活動の充実

- ①重層的な住宅セーフティネットの構築
- ②あんしん賃貸支援事業による民間賃貸住宅への円滑な入居支援
- ③住宅確保要配慮者の状況に応じた入居支援策の検討

###### (4) 多様な居住ニーズへの対応

- ①多様な居住ニーズに対応する住宅の供給
- ②戸建住宅のグループホーム等への活用(再掲)
- ③空き家住宅の住み替え促進(再掲)
- ④子育て世帯への住宅建設支援
- ⑤国の施策の実施状況を考慮した住宅供給施策(再掲)

###### 2 公営住宅の公平かつニーズに応じた供給と適切なストック管理

###### (1) 住宅困窮度の高い世帯への公平かつニーズに応じた供給

- ①住宅セーフティネットとしての役割
- ②優先入居制度の市町村への拡充
- ③世帯の状況に応じた住み替えの円滑化
- ④公営住宅・民間賃貸住宅を活用したグループホームの検討
- ⑤公営住宅のバリアフリー化の推進
- ⑥公営住宅の保証人免除制度の検討

###### (2) 人口減少・高齢社会に対応する公営住宅の適切なストック管理

- ①人口減少社会に対応する公営住宅のストック管理
- ②公営住宅の長寿命化
- ③団地のコミュニティの維持
- ④民間事業者を活用した公営住宅整備
- ⑤民間賃貸住宅の空き家を活用した公営住宅
- ⑥公営住宅のモデル的整備の検討

###### (3) 県と市町村の協働・連携による効率的な公営住宅の供給・管理

- ①県と市町村の役割に応じた公営住宅の供給・管理体制
- ②地域住宅協議会活動の強化

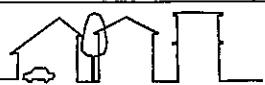


## 5つの基本目標と施策体系及び具体的な施策

基本目標2 住まい方や地域の状況に応じた住宅ストックの形成	基本目標3 既存住宅ストックを活用した良質で魅力ある住環境への更新
<p>【施策展開の方向と具体的な施策】</p> <p><b>3 環境に配慮した住まいづくりの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 県産材を活用した木造住宅の普及           <ul style="list-style-type: none"> <li>①県産材を活用した木造住宅への助成</li> <li>②県産材を活用した住宅の普及・啓発</li> </ul> </li> <li>(2) 木造住宅に関する設計・施工の技術力の向上           <ul style="list-style-type: none"> <li>○木造住宅に関する技術力の向上への支援</li> </ul> </li> <li>(3) 住宅の省エネ対策の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>①リフォームによる省エネ性能の向上促進</li> <li>②CASBEEとつり(注1)「戸建」の活用推進</li> <li>③住宅性能表示の普及促進</li> <li>④長期優良住宅の普及促進</li> <li>⑤再生可能エネルギーによるエネルギー自給率の向上</li> <li>⑥省エネに関する技術力向上への支援</li> </ul> </li> </ul> <p><b>4 良質で安全な住宅の供給</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 木造住宅に関わる伝統技術の継承           <ul style="list-style-type: none"> <li>①木造住宅生産者団体の活動支援</li> <li>②伝統建築技能者団体の活動支援</li> <li>③とつり匠の技活用リモデル事業の推進</li> </ul> </li> <li>(2) 住宅の耐震化の促進           <ul style="list-style-type: none"> <li>①住宅の耐震化に係る施策等の普及啓発</li> <li>②低コスト耐震改修工法の普及啓発</li> </ul> </li> <li>(3) 品質の高い住宅の供給           <ul style="list-style-type: none"> <li>①木造住宅の技術力向上に向けた技術講習会の開催</li> <li>②住宅性能表示の普及促進(再掲)</li> <li>③長期優良住宅の普及促進(再掲)</li> <li>④安全な住宅・住まい方の普及啓発</li> </ul> </li> </ul>	<p>【施策展開の方向と具体的な施策】</p> <p><b>5 住宅ストックの適切な維持管理・改修等による価値の維持・向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) リフォーム・リノベーションによる住宅の価値の向上           <ul style="list-style-type: none"> <li>①多様な居住ニーズに対応する住宅の供給(再掲)</li> <li>②民間賃貸住宅のバリアフリー化の推進(再掲)</li> <li>③既存住宅の長期優良住宅化の推進</li> </ul> </li> <li>(2) 空き家住宅の有効利用の促進と管理の適正化           <ul style="list-style-type: none"> <li>①市街地の空き家・空き店舗等を活用したまちなか居住の推進</li> <li>②中山間地の空き家活用</li> <li>③住宅リフォーム事業者登録制度の創設</li> <li>④お試し住宅等の整備に係る支援</li> </ul> </li> <li>(3) 住宅の適切な維持管理の促進           <ul style="list-style-type: none"> <li>①住宅履歴情報サービスの活用促進</li> <li>②住宅リフォーム瑕疵保険の普及</li> </ul> </li> </ul> <p><b>6 賃貸・中古住宅流通市場の活性化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 既存住宅ストックの流通促進           <ul style="list-style-type: none"> <li>①中古住宅を安心して選択できる仕組みの普及</li> <li>②住宅リフォーム事業者登録制度の創設(再掲)</li> </ul> </li> <li>(2) 戸建て住宅に関する評価手法の改善とその市場への定着           <ul style="list-style-type: none"> <li>①戸建て住宅に係る評価手法の適正化</li> <li>②戸建て住宅の評価に係る技術者の養成</li> </ul> </li> <li>(3) 空き家の利活用の促進           <ul style="list-style-type: none"> <li>①空き家住宅の住み替え促進(再掲)</li> <li>②空き家バンクの活用による移住・二地域居住の推進</li> <li>③定期借家制度等の賃貸借形態を活用した既存住宅の活用促進</li> </ul> </li> <li>(4) 賃貸住宅に関する情報提供の充実           <ul style="list-style-type: none"> <li>○空き家バンクの活用による賃貸住宅の情報提供(再掲)</li> </ul> </li> </ul>

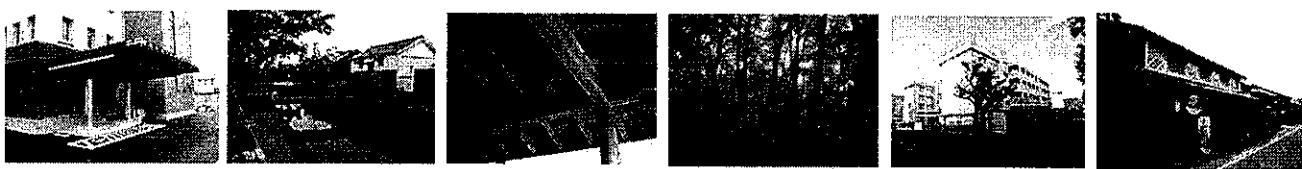
## 5つの基本目標と施策体系及び具体的な施策

基本目標4 地域資源の活用・掘り起こしによる地域の価値の向上	基本目標5 災害や犯罪に強い、安心して暮らせる地域の実現
<p>【施策展開の方向と具体的な施策】</p> <p><b>7 豊かな住生活を支えるコミュニティ形成に向けた取り組み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域における居住者のコミュニティ形成に係る意識の醸成           <ul style="list-style-type: none"> <li>①リノベーションの手法を用いた地域価値の向上</li> <li>②住民主導による住宅地の魅力向上</li> </ul> </li> <li>(2) 新たなコミュニティ形成のための環境整備           <ul style="list-style-type: none"> <li>①リノベーションの手法を活用した小さな拠点の整備</li> <li>②鳥取に住むことのメリットに関する情報発信</li> </ul> </li> </ul> <p><b>8 美しい街並み・良好な景観の形成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 良好的な都市景観の形成と都市・地域の記憶・歴史の継承           <ul style="list-style-type: none"> <li>①景観形成制度の継続実施</li> <li>②住民参加で進める景観形成</li> <li>③とつりの美しい街並みづくり事業の継続実施</li> </ul> </li> <li>(2) 市町村・まちづくり活動団体による良好な景観形成の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>①景観まちづくり活動団体の登録促進</li> <li>②地域の実情に応じた景観形成の推進</li> </ul> </li> <li>(3) 伝統的民家の維持保全・活用の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>①リノベーションの観点での伝統的民家の活用</li> <li>②伝統建築技能者団体の活動支援(再掲)</li> <li>③民間団体等と連携した伝統的民家の活用推進</li> </ul> </li> </ul> <p>注)CASBEEとつり: 鳥取県建築物環境総合性能評価システムのこと。 CASBEEとは、建築物が地球環境・周辺環境にいかに配慮しているか、ランニングコストに無駄が無いか、利用者にとって快適か、等の性能を客観的に評価・表示するもの。</p>	<p>【施策展開の方向と具体的な施策】</p> <p><b>9 持続可能な居住環境の実現</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 住宅の耐震化促進と地震に関する情報提供及び相談体制整備           <ul style="list-style-type: none"> <li>①鳥取県震災対策アクションプランの見直し</li> <li>②被害予測システムの構築</li> <li>③住宅の耐震化に関する相談体制の整備</li> <li>④地震リスク情報の提供</li> <li>⑤住宅の耐震化に係る施策等の普及啓発(再掲)</li> </ul> </li> <li>(2) 土砂災害・津波による被害の発生防止           <ul style="list-style-type: none"> <li>①被害発生の予防事業の計画的実施</li> <li>②土砂災害危険箇所におけるソフト対策の推進</li> <li>③津波避難施設整備の促進</li> </ul> </li> <li>(3) 災害時の緊急対応と復興支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>①鳥取県被災者住宅再建支援制度の継続実施</li> <li>②木造応急仮設住宅供給体制の構築</li> <li>③被災建築物応急危険度診断士・判定コーディネーターの養成・訓練</li> </ul> </li> </ul> <p><b>10 安心して暮らせる住環境の形成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 危険空き家の除去と空閑地の有効活用           <ul style="list-style-type: none"> <li>①鳥取県空き家対策協議会の取組推進</li> <li>②鳥取県空き家対策支援事業の推進</li> </ul> </li> <li>(2) 犯罪に強い住まいの普及・地域の防犯力の向上           <ul style="list-style-type: none"> <li>①建築関係団体、不動産関係団体に対する普及啓発</li> <li>②防犯リーダーの人材育成</li> <li>③防犯性能部品の活用の推進</li> <li>④防犯リフォームの情報提供</li> </ul> </li> </ul>



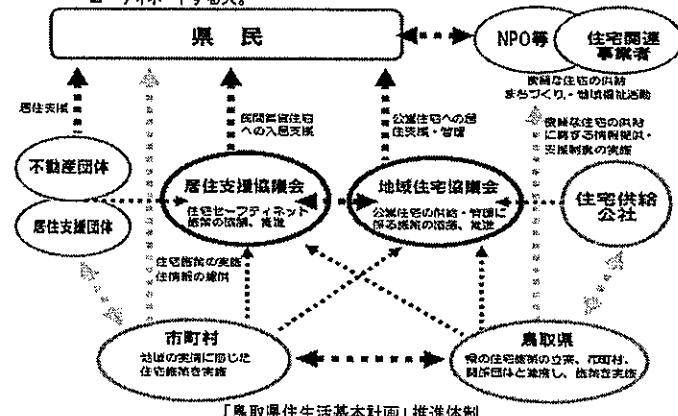
## 成 果 指 標 一 覧

基本目標1 誰もが安心して豊かに暮らせる住まいの確保	基本目標2 住まい方や地域の状況に応じた住宅ストックの形成
<p>(1) 住宅確保要配慮者の居住の安定の確保 (2) 公営住宅の公平かつニーズに応じた供給と適切なストック管理</p> <p>&lt;成果指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者人口に対する高齢者向け住まいの割合 → 2.7% → 5.0%</li> <li>・子育て世帯の誘導居住面積水準達成率 → 50.2% → 66.0%</li> <li>・高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の割合 → 94.4% → 100%</li> <li>・高齢者の居住する住宅のバリアフリー化率(高齢度のバリアフリー化の割合) → 9.8% → 26.0%</li> <li>・共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車いす、ベビーカーで通行可能な住宅ストックの割合 → 7.2% → 28.0%</li> <li>・あんしん賃貸住宅の登録戸数 → 1,179戸 → 1,700戸</li> <li>・生活支援施設を併設した公営住宅の団地数 → 8か所 → 12か所</li> <li>・県と4市での車いす専用住戸の供給戸数 → 133戸 → 180戸</li> <li>・公営住宅等の供給率 → 94.1% → 118.0%</li> </ul> <p>(供給戸数:3,021戸→4,958戸)</p> <p>&lt;現状値→目標値(H37)&gt;</p>	<p>(3) 環境に配慮した住まいづくりの推進 (4) 良質で安全な住宅の供給</p> <p>&lt;成果指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県産材を活用した木造住宅着工割合 → 42.6% → 50.0%</li> <li>・住宅性能表示の実施率 → 11.0% → 26.0%</li> <li>・新築住宅における長期優良住宅の割合 → 10.7% → 22.0%</li> <li>・新耐震基準に適合する住宅ストックの割合 → 78.2% → 89.0%</li> <li>・住宅の利活用期間 → 33.5年 → 41年</li> </ul> <p>&lt;現状値→目標値(H37)&gt;</p>



基本目標3 既存住宅ストックを活用した良質で魅力ある住環境への更新	基本目標5 災害や犯罪に強い、安心して暮らせる地域の実現
<p>(5) 住宅ストックの適切な維持管理・改修等による価値の維持・向上 (6) 賃貸・中古住宅流通市場の活性化</p> <p>&lt;成果指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リフォームの市場規模 → 229億円 → 389億円</li> <li>・新築住宅における長期優良住宅の割合【再掲】 → 10.7% → 22.0%</li> <li>・住宅リフォーム実施率 → 4.7% → 10.0%</li> <li>・中古住宅の購入率 → 7.9% → 25.0%</li> <li>・既存住宅流通の市場規模 → 117億円 → 234億円</li> <li>・既存住宅充實瑕疵保険に加入した住宅割合 → 5.0% → 20.0%</li> </ul> <p>&lt;現状値→目標値(H37)&gt;</p>	<p>(9) 持続可能な居住環境の実現 (10) 安心して暮らせる住環境の形成</p> <p>&lt;成果指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土石流対策施設の整備個所 → 468箇所 → 536箇所</li> <li>・新耐震基準に適合する住宅ストックの割合 → 78.2% → 89.0%</li> <li>・被災地建築物応急危険度判定士の登録人数 → 767人 → 1,100人</li> <li>・空き家等対策計画を策定した市町村の割合 → 1市町村 → 全(19)市町村</li> <li>・共同住宅の優良防犯施設の認定数 → 5件 → 20件</li> </ul> <p>&lt;現状値→目標値(H37)&gt;</p>

注) ハリテージマネージャー:  
歴史文化遺産活用推進員のこと。  
歴史的建築物の「発掘」+「文化財産的価値の向上」+「地域振興に活用」を  
コーディネートする人。



基本目標4 地域資源の活用・掘り起こしによる地域の価値の向上	
(7) 豊かな住生活を支えるコミュニティの形成に向けた取組	
(8) 美しい街並み・良好な景観の形成	
<成果指標>	<現状値→目標値(H37)>
・道の駅や遊休施設等を活用した「小さな拠点」の数 → 0箇所 → 30箇所	
・景観計画を策定した市町村の数 → 4団体 → 8団体	
・景観まちづくり活動に取り組む団体の数 → 71団体 → 90団体	
・ハリテージマネージャー登録人数 → 25人 → 45人	

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

当初契約 主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要
くらしの安心局 住まいまちづくり課 (営繕課)	県営住宅緑町第一団地第三期住戸改 善工事(50-1棟)(建築)	鳥取市 立川町 六丁目	株式会社懸通工務店 懸通 義樹 代表取締役	(当初契約額) 243,000,000円	平成28年8月27日 ～平成29年8月31日	(当初契約年月日) 平成28年8月26日	